

大津市介護施設等整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において介護施設等の建設等を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、別表第1第1項の表に掲げる施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、別表第1第2項の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、介護施設等の施設整備とする。

2 補助対象介護施設等ごとの補助対象者、補助基本額及び補助率等については、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付対象外経費)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付を行わない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設整備事業として適当とは認められない費用

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市介護施設等整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、寄付行為等

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付に当たり付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一の支部（支社、支所等を含む。）において、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類

を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助対象経費について、重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金に係る配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助金交付決定を受けた事業等の完了後10日以内に天津市介護施設等整備費補助事業実績報告書を提出しなければならない。
- (14) 補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第8条 補助事業の遂行状況については、次に掲げるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業者は、請負工事契約（入札）を実施しようとするときは、契約方法及び入札参加事業者事前報告書（様式第4号）を入札実施の通知日の1週間前までに提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、請負工事契約を締結したときは、契約内容（入札結果）報告書（様式第4号の2）を契約締結後、1週間以内に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、工事に着手したときは、工事着工報告書を（様式第4号の3）を工事着工の日から1週間以内に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、工事進捗状況について、12月末現在の状況を工事進捗状況報告書（様式第4号の4）により翌年の1月10日までに報告しなければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、天津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は天津市介護施設等整備費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、天津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は天津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の申請額算出内訳書
- (2) 変更後の事業計画書
- (3) 変更後の収支予算書

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、天津市介護施設等整備費補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは天津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は天津市介護施設等整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは天津市介護施設等整備費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、天津市介護施設等整備費補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等の写し（明細のわかるもの）

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、天津市介護施設等整備費補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護施設等整備費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護施設等整備費補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市介護施設等整備費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市介護施設等整備費補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱(平成7年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱による補助金のうち介護施設等(特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)及び短期入所生活介護の事業を行う施設(特別養護老人ホームに併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)であるものに限る。)の施設整備を補助対象事業とするものについては、令和9年3月31日までに廃止するものとする。
- 4 この要綱による補助金のうち介護施設等(前項に掲げるものを除く。)の施設整備を補助対象とするものについては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金若しくは地域介護・福祉空間整備推進交付金又は滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金若しくは滋賀県介護施設等開設準備経費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、その廃止を含め、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成11年度の補助金から適用する。ただし平成10年度からの継続事業については、新要綱別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成13年度の補助金から適用する。ただし平成12年度からの継続事業については、新要綱別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。ただし、平成14年度からの継続事業については、今回の別表の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、

平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行し、改正後の大津市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める部分に限る。）は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行し、改正後の大津市介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。